

[講師プロフィール]

山口真也 (yamaguchi@okiu.ac.jp)

沖縄国際大学総合文化学部司書課程担当

日本図書館協会図書館の自由委員会委員

(2020年度は青山学院大学で研修中)

この資料は講座当日に使用した
パネルを抜粋したものです

第4講「図書館の自由」を基礎から学びなおそう!

ープライバシー保護と資料収集・提供の自由

担当:山口真也(沖縄国際大学)

2021年2月8日(月) 13時30分~15時

図書館基礎講座(オンライン版)(日本図書館協会主催)

「図書館の自由」とは？

「図書館の自由に関する宣言」に示された理念

① 主文

図書館の自由に関する宣言

1979年改訂(主文)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。

「図書館の自由」を
実践するための
具体的な4つの
原則(任務)

図書館の自由に関する宣言

1954 採択
1979 改訂

- 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。
1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいて、この国民主権の原理を補強し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に表現し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由も成立する。
 2. 知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障も実現するための基礎的な条件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことと責任を有する機関である。
 3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることがなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力を永く図書館間の努力を通じて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
 4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想検閲」の機関として、国民の知る自由を守り、ひたすらいく責任を果たすことが必要である。
 5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもち、人種、信条、性別、年齢やその他のおかれている条件等によっても異なる差別を蒙るべきではない。
 6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に

② 副文(主文の解説)

③ 解説書(2004年版が最新版)

- 日本図書館協会が1954年に採択・1979年に改訂した「図書館の自由に関する宣言」(=自由宣言)。
- 図書館には、日本国憲法21条に定められた「表現の自由」と表裏一体の関係にある「知る自由」という基本的人権を保障する役割があり、具体的に、**4つの原則**が挙げられている。
- すべての図書館に基本的に妥当。

第一部

「プライバシーシー保護」

を正しく理解しましょう

2つの
観点から

どう

何を

利用者の秘密
(プライバシー)を
どう保護するのか？

貸出記録・読書傾向



図書館の自由に関する宣言

1979年改訂(本文)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する
- 第3 図書館は利用者の秘密を漏らさない
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する

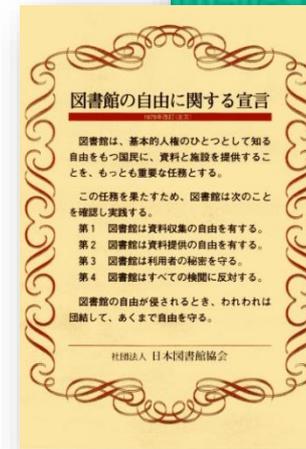
図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

社団法人 日本図書館協会

一箇所間違っているところがあります。
どこかわかりますか？



主語を図書館員
に置き換えたもの



第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者
のな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行
とは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

「漏らさない」でも間違いではない??

利用者の秘密を「**守る**」であり、「漏らさない」ではないことには大きな意味があるのでは？

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

守る=

漏らさない

+

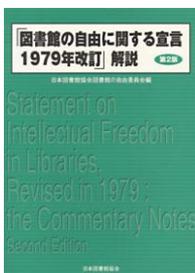
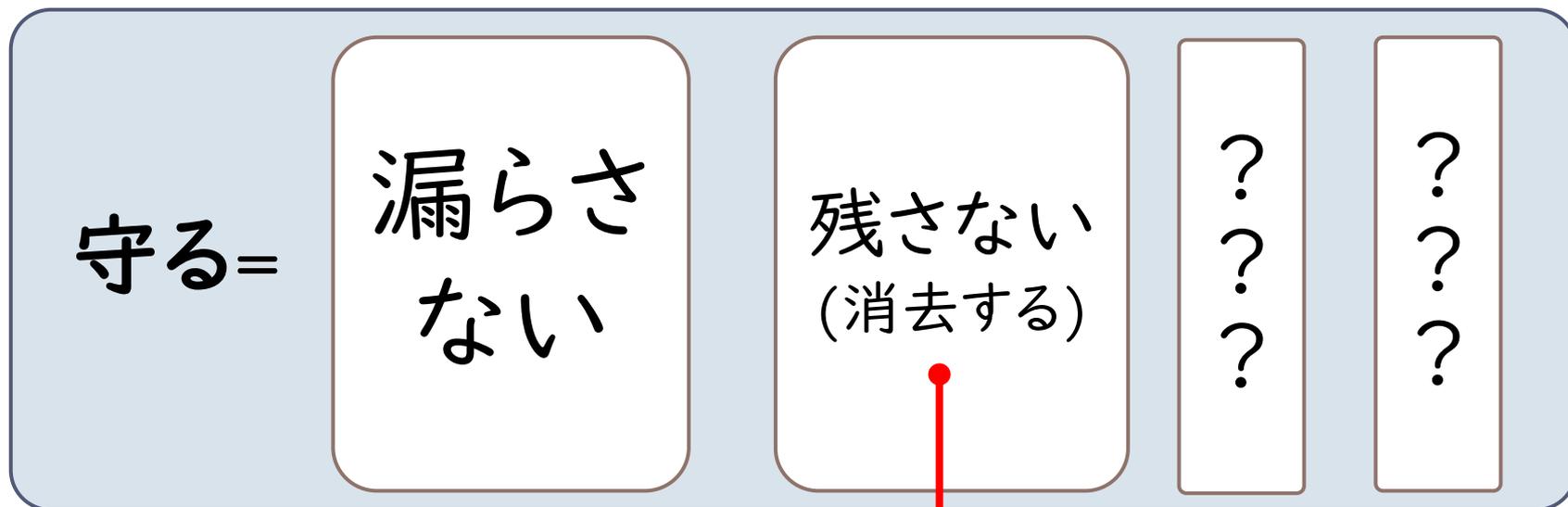
???

???

???

日々のサービスの中で
見落としやすい？

「漏らさない」ための具体的な方法= 「残さない」(消去する)



p.48 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」、「貸出記録は、資料が返却されたら速やかに消去」

p.36 「個人の読書記録の集積がその人の読書傾向であり、これが思想傾向と同一視されるならば明らかに思想調査につながるといわなければならない」(=思想信条に関する情報は個人情報保護条例にて収集が原則禁止されている)

残っている限り流出のリスクが生じる。
不要な情報は残さない方がよい。

集めた貸出記録は漏らさない、残さないだけでいいの？ もう一つ大切なことは…

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

守る=

漏らさない

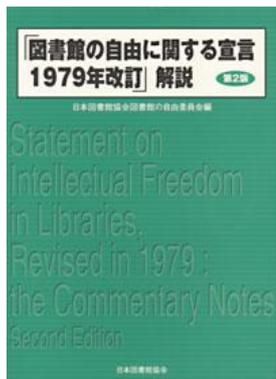
+

残さない
(消去する)

目的外に
使用しない

?
?
?
?

貸出記録を外部に漏らさなければ、あとは何をしてもいいの？ 知る自由は保障できる？ 解説書には…



「(貸出記録などは…)いずれも利用者のプライバシーに属することであり、本人の許諾なしには、他の人にたとえ保護者・家族であっても知らせたり、**目的外に使用しない**」(p.35)

目的外
利用っ
て？

もしもこんな図書館があったら…

(柴門ふみ『女ともだち』第2巻、双葉社より)

この図書館員は外部に貸出記録を漏洩はしていない。でも「読書の自由」「知る自由」は侵害しているのでは？

読書記録・貸出記録の**目的外利用**とは？

- ▶ 貸出サービスにおいて、誰が何を借りたか、を図書館が把握する目的は、「財産の管理」であって、「利用者の管理」ではない。×利用者の精神分析・プロフィール
- ▶ よって、貸出記録を覗き見て、その人がどんな人物かを**積極的に想像**したり、職員同士で**噂話**をしたりするようなことは目的外利用に当たる。

ご家族が
がんなの
かしら…

そういえば
最近ご主人
を見かけな
いね…

体形のこ
とを気に
してるん
だ…

食べて瘦
せような
んて図々
しい…

②貸出記録を材料に
その利用者がどんな
人物か噂話をする

目に見える行為。
ルールによって禁
止できる。

簡
単

①貸出記録をもとにそ
の利用者の内面を想
像する

目に見えない行
為も含まれる。
ルールで禁止で
きないため、**モラ
ル**の部分で規制
すべき。

難
し
い

当然、貸出記録に触れる仕事は全て専門職が担うべきなのに・・・
案外、**専門職以外**が担っていないでしょうか？

目的外利用は**個人情報保護条例で禁止**

▶ 東京都個人情報保護条例

自治体ごとに定められている(内容はほぼ同じ)

第10条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関内における利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

<例外的に目的外利用が認められるケース>

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令等に定めがあるとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 五 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。……

専門的職員(プロ)以外が貸出記録に触れることは 目的外利用を放置すること?

- ▶ 貸出記録に触れる仕事(例えば貸出サービス)は、実は高い倫理性・専門性が問われる仕事。
- ▶ 「誰でもできる仕事ではない」「プロの仕事」という認識を持つことが大切では?

ボランティア?

職場体験生?

一日図書館員

資格のない
アルバイトが
なんとなく...

※学校図書館の場合は、児童生徒委員(図書委員)による目的外利用が起こりやすいため、カウンターに入れない、というところもある。

※公共図書館でも、職場体験生はカウンターに入れない、というところもある。

何を

利用者のプライバシーとして何を保護するのか？

貸出記録・読書傾向
だけを保護すればいいの？

利用者の秘密を「守る」の最後のキーワード

守る=

漏ら
さない

残さ
ない
(消去
する)

目的
外に
使用
しない

必要以
上に集
めない



そもそも利用者の「秘密」って何だろう？

- 最も注目されやすいものが「貸出記録」。
- しかし、誰もが気兼ねなく、安心して、図書館内で本を読んだり、借りたりするために、図書館が慎重に扱わないといけない情報は他にもあるのでは？
- まず副文に注目すると…

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

読書事実

読書事実以外の利用事実

「読書事実以外の利用事実」とは？

個人が図書館を利用することで、図書館が知り得る事実として、

(1) 利用者の氏名、住所、勤務先、在学名、職業、家族構成など

Point

 (2) いつ来館(施設を利用)したかという行動記録、利用頻度

(3) 何を読んだかという読書事実、リクエストおよび注目!
ファレンス記録

(4) 読書傾向

(5) 複写物入手の事実

などがあげられる。

いずれも利用者のプライバシーに属することであり、これらの事実は、本人の承諾なしには、他の人にたとえ保護者・家族であっても知らせたり、目的外に使用することは許されない。

「読書事実以外の利用事実」＝

「来館記録」は集めるべきでしょうか？

『朝日新聞』2020年6月21日社説より

2020年5月14日、日本図書館協会が、コロナ感染拡大防止策として、公共図書館向けのガイドラインを公表。対策の一つとして、「氏名と緊急連絡先を把握する」ことを挙げたが、批判が寄せられたため、同月26日の更新版では「来館者名簿の作成」について、「各図書館が主体的に判断した上で行う」と穏やかな表現に落ち着いた。

ある図書館では

来館記録をこんなふうを集めている

図書室利用者入室カード（記入例）

氏名	性別	年齢	住所	電話番号
	男	30		

性別

年齢

住所と
電話番号

図書館利用申請書

日付	入館時間	健康状態
月 日	:	良・普通・不良
カード番号	ご家族で来られた場合の人数	電話番号
1100000_____		

カード
番号

利用
時間帯

ところで…

来館記録ってそもそもプライバシーなの??

貸出
記録

思想信条、経済状況、持病、性的
指向などが読み取られてしまうの
で、高度なプライバシーだ!



来館
記録

図書館に入っている姿は周りの人
に見られているし…、そんなにこそ
こそ行くようなところかなあ…



来館記録を集めることにはこんな問題があるのでは？



来館記録の記入



記入しづらい・したくない・できない



図書館を利用しづらいなあ...

知る自由・知る権利が保障されない

だから、来館記録はプライバシー

みなさまへの質問

来館記録を記入したくない人(できない人)って
どんな人がいると
思いますか？

来館記録票に
性別欄も・・・

住所がない人
(ホームレス・
路上生活者)

図書館にいることを
記録に残したくない人
(不登校の子ども・・・)

名前を書きづらい人
(性別違和者・
異性装者)

まだ名前や住所を書け
ない小さな子ども

筆記に不自由を感じる
人(障害を持つ人)

・・・多様な利用者の
存在をイメージ
することが大切

来館記録のプライバシー性とは？

- 図書館側の想像が及ばないような、来館記録の記入に困難を抱える人もいるはず、という認識が大切。
(多くの場合、そうした人たちは隠れて生活しています)
- 来館記録を収集しなければならない場合でも、ぜひこうした**利用者の多様性**に思いを寄せてほしい。

多様性を考慮することで集め方が変わってくるはず？

強制は
しない

姓のみ

メール
でもOK

図書館におけるプライバシーの保護とは？

多様な利用者が存在する

という意識の下で

守る=

漏ら
さない

残さ
ない
(消去
する)

目的
外に
使用
しない

必要以
上に集
めない

を实践し、図書館での自由な読書を実現していくこと

第二部

よくある質問をもとに
「資料収集・提供の自由」
の意味をとらえてみましょう

自由委員会が作成
しているパネル

図書館の自由に関する宣言 採択 1954年5月 改訂 1979年5月
なんでも読める・自由に読める

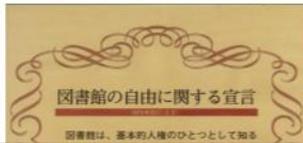
1954年5月、日本図書館協会は「図書館の自由に関する宣言」を総会で採択し、1979年にはその改訂が採択されました。

図書館は、だれもが日々の暮らしや仕事、学習、楽しみのために必要な資料を自由に入手し、利用できるようにする機関です。基本的な権利としての国民の「知る自由」を保障することが図書館の重要な任務であり、また責任であることをこの「宣言」はひろく社会にアピールし、その実現に努めることを約束するものです。

近年、図書館をめぐる環境は大きく変化し、利用者の増加につれて社会との関わりも強くなっています。資料提供の自由と人権やプライバシーの保護とが真正面から対立するような事例がマスコミに大きく取り上げられ、図書館の自由への社会的関心が高まっています。そのため、図書館の自由の原則について、ひろく図書館の利用者や市民のみなさまに知っていただき、理解と認識を深めていきたいと考えています。

2010年3月

日本図書館協会 図書館の自由委員会



「図書館の自由」って、利用者が読みたいものはなんでも買わないとダメ、ということなんでしょ？

買えないとしても、相互貸借で取り寄せしないといけないんでしょ？

そもそも、「ポルノ」とかリクエストされたらどうするの？
そんなの無理!、ダメ、絶対!

こんな疑問を感じる人はいませんか？

こんな質問をされたらどう説明しますか？(できますか?)

利用者は図書館で「ポルノ」を読む権利をもっているの？ ポルノを読む権利まで図書館は保障しないといけないの??



言い換えると...

※ポルノは一つのたとえです。過去にリクエストされて困った資料のことを思い出してみてください。

そもそも自由宣言は「**何**」を自由に知ることを保障すべきだと言っているの？
「知る自由」の**保障対象**ってなに？

そもそも「知る自由」は何を知ることを想定しているの？ (ポルノものも入るの?)

「自由宣言」(1979年改訂)の副文の前文より

- ▶ 図書館は、**基本的人権**のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。
- ▶ 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この**国民主権の原理を維持し発展させる**ためには、国民ひとりひとりが**思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である**…

知る自由

は

基本的人権の1つ

であり、

※**政治のこと**を知らないと政治に参加できない=「**情報民主主義**」を支える権利

国民主権の原理の維持発展のために不可欠な権利

だから

政治の責任主体として必要な**情報**を知る権利

||

○政治的言論 ×ポルノ?

※国民1人1人が政治の責任主体であるという考え方

ただし、知る自由=政治的言論を知る権利、と捉えると、ポルノ以外にも蔵書の多くが無関係になる？

- ▶ お弁当の作り方の本、職業を紹介した本、資格取得のための本、写真集・画集、ミステリー小説、映画ソフト、CD…
- ▶ 政治的な言論とは直接的には無関係？
- ▶ これらは「知る自由」と無関係？

安心して
ください

「自由宣言」の副文
の前文には
まだ続き
が…

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を表現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断的努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会が保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館関係者を含む図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。
この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。



「自由宣言」は政治的な言論だけでなく、 もっと広い情報へのアクセスを想定している

「自由宣言」(1979年改訂)の前文より

- ▶ 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。
- ▶ 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である…。(中略)
- ▶ 知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、**いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件**である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

知る自由の
保障対象

政治的
言論

お弁当の本

ミステリ小説

「知る権利」の定義を調べてみると・・・

自由委員会では「知る自由」と「知る権利」はほぼ同じものと捉えています。

小学館『日本大百科全書』より、憲法学者・浜田純一先生の定義

- ▶ 知る権利には**二つの機能**があると考えられる。一つは、**個人権的機能**であって、**情報化社会**といわれる現代社会では、**個人が幸福を追求し、健康で文化的な生活を送っていくためには、十分な情報を利用できることが不可欠である。**(中略) 知る権利のもう一つの機能は**参政権的機能**であって、**民主的な政治過程が前提とする個々の国民の政治的な意思形成のために、国民が十分な情報を受け取ることができるのでなければならない。**(以下略)

① 参政権的な機能を持つ権利

国民主権を維持発展させるための知る自由
(政治的言論を知る)

+

② 個人権的な機能を持つ権利
(幸せになるために必要な
情報を得る権利)

いっさいの基本的人権に
密接にかかわる知る自由



「いっさいの基本的人権に密接にかかわる知る自由」とはどんなもの？

憲法ではさまざまな基本的人権が保障されている

国民がそれらの基本的人権を行使する際、
その前提として何らかの情報が必要な場合がある

情報がなければその基本的人権を行使できない



そうした情報へのアクセス権を保障することも
その基本的人権の範囲に含まれている



自由宣言では・・・

図書館が保障すべき知る自由の範囲には、このような基本的人権を行使するために必要な情報を得ることも含まれる

「自由宣言」が想定する「知る自由」とは？

基本的人権を行使するために必要な情報を得ること

なるにはBOOKS

お弁当の作り方の本

娯楽的な小説

政治的な情報ではない情報だけど・・・

自由権

思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権

選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

社会権

生存権
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

新しい人権

(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利

法の下での平等

平等権

ポルノを知る自由・権利はあるの？
という問題もこんなふうに考えるべき…

ポルノ的な描写が含まれる資料だからダメ、という発想は自由宣言にはない。「**目的**」を確認し、基本的人権との関わりで説明できるものは収集・提供すべき。(=説明できなければ収集・提供しなくてよい)



どんな権利と関わりがありそう？

●表現する権利(ヌードのイラストを描きたい・参考にしたい・21条「表現の自由」→22条「職業選択の自由」)

●研究する権利(性風俗の研究をしたい・23条「学問の自由」)

●余暇の権利(個人の生活を楽しみたい・余暇を充実させたい・13条「幸福追求権」)

ポルノ的なものならまだしも…

アダルトビデオみたいな資料も提供しないとダメ？

●性的な興奮を得たい？ ⇒「セクシュアルライツ」

⇒基本的人権？ 国によって解釈が違う。

⇒セクシュアルライツを保障するための情報

アメリカでは低価値言論

ヨーロッパでは価値言論とも？

日本ではあまり議論がなされていない。

ドイツでは
酌量権も

「娯楽」と「享楽」は区別すべき
という法律解釈もあります

知る自由の保障対象外？

以上の説明で納得できましたか？

研究のためならまだしも……

娯楽のために
取り寄せる……？

そもそも、娯楽と享楽
(性的興奮)の線引き
が難しいし……

取り寄せてもいいけど、税金
を使うのはちょっと……送料
は負担してほしいな……

講師の個人的な見解をご紹介
職場での検討材料に！

ここでもう一度、憲法が保障する基本的人権の種類
を見てみましょう。

自由権

思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権

選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

新しい人権

(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利

社会権

生存権(健康で文化的な最低限度の生活を送る権利)
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

法の下での平等
平等権

基本的に人権には**2つの種類**があります。どんな？

ここでもう一度、憲法が保障する基本的人権の種類
を見てみましょう。

自由権

思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権

選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

新しい人権
(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利

社会権

生存権(健康で文化
的な最低限度の生活
を送る権利)
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

法の下での平等
平等権

憲法は国民の「権利」と「自由」を守るための法律

「権利」と「自由」の違い

不作為義務

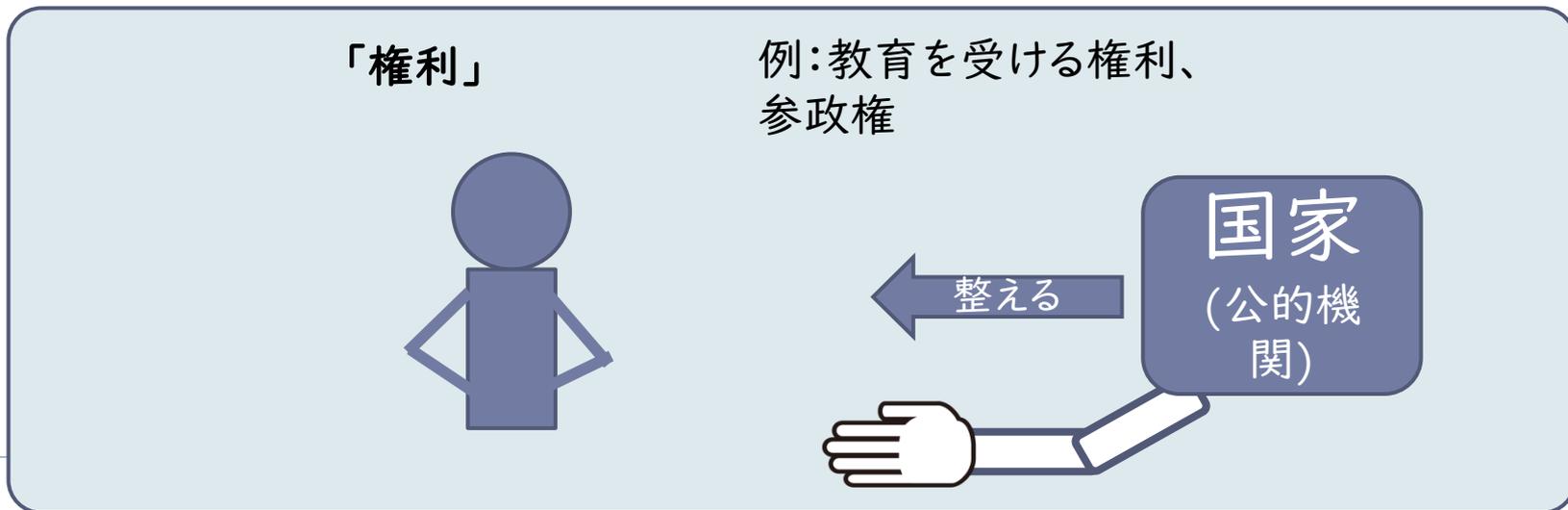


例：職業選択の自由、
居住・移動の自由…

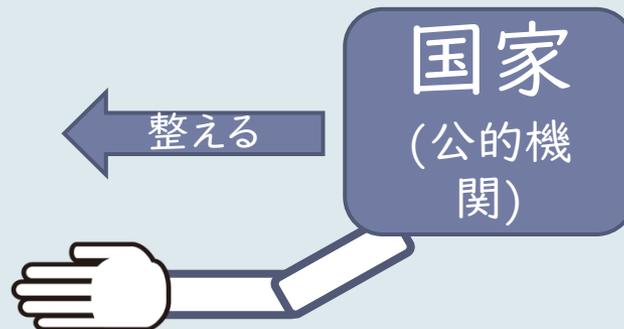


国家
(公的機関)

作為義務

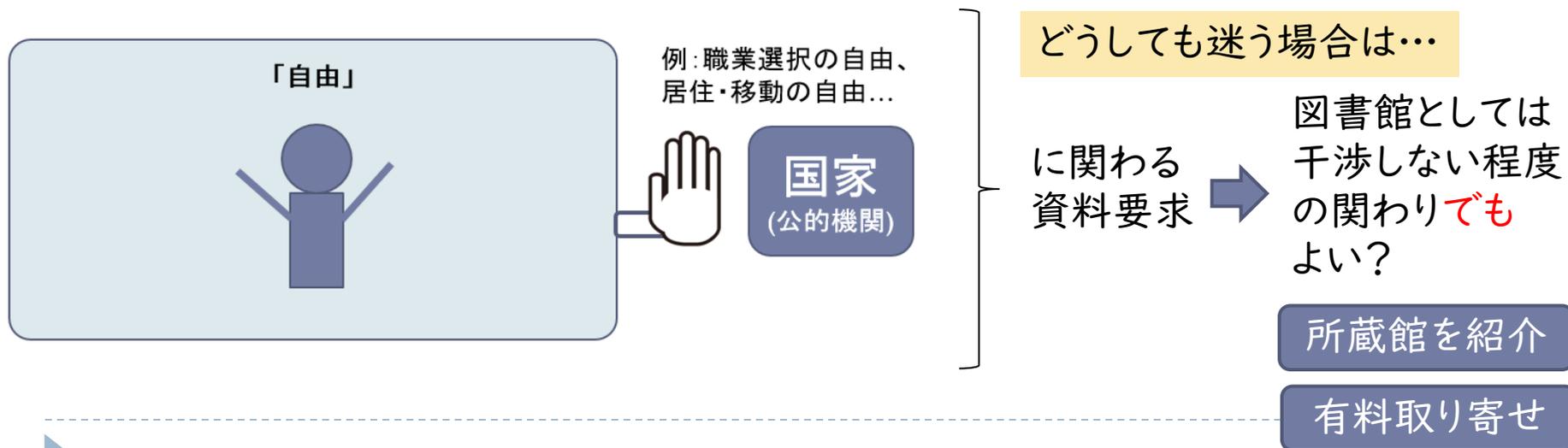
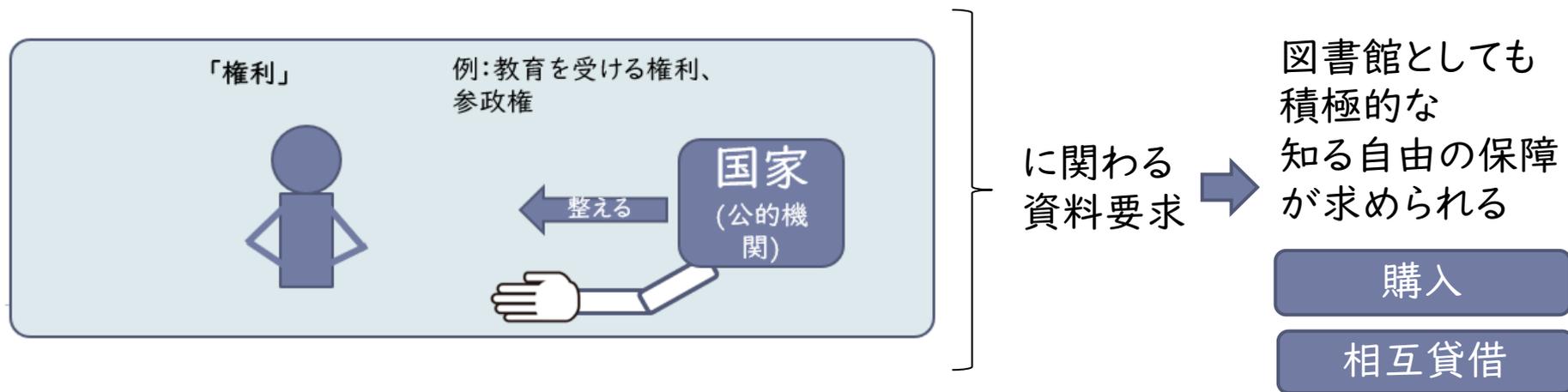


例：教育を受ける権利、
参政権



国家
(公的機関)

➡知る自由の保障方法も、もともとの基本的人権の種類の違い (権利と自由の違い)をもとに区別してもよいのでは？



娯楽としてポルノを楽しみたい!

余暇の権利は「自由」? 「権利」?

自由権

思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権

選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

社会権

生存権(健康で文化的な最低限度の生活を送る権利)
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

新しい人権

(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利

法の下での平等
平等権

Check



余暇の権利=自由権の一部と考えるならば、ポルノを知る権利はアクセスを妨げない(所蔵館を紹介・送料を負担してもらう)という対応でよい?

まとめ：資料収集・提供の自由とは？

そもそも自由宣言は「**何**」を自由に知ることを
保障すべきだと言っているの？
「知る自由」の**保障対象**ってなに？

||

すべての基本的権利を行使する上で
必要となる情報

とすると…「資料収集の自由・資料提供の自由」とは？

すべての基本的権利を行使する上で
必要となる情報を保障すること

という大切な営み

第三部(まとめ)

そもそも「図書館の自由」って
なんなの？

「図書館の自由」は大事だと思うけど…、なかなか周囲に理解が得られません。

公務員は法律に基づいて仕事をしないとイケません。

「自由宣言は法律じゃないので守らなくてもいいんでしょ」と言われたら反論できません！

図書館法には図書館の自由は出てこない！

こんなふうに考えている人は結構いるのでは？

新しくやってきた上司が「こんなのは法律じゃないんだから」と言ってポスターをはがした？

ポイツ



ベリッ

反論① 法律だけ守っていいの？

- ▶ 確かに、「自由宣言」は法律(法令)ではない。
- ▶ しかし、法律(ルール)だけ守っていいの？
- ▶ 図書館員(司書)は専門的職業。
- ▶ 専門職であることを条件付ける要素(塩見昇先生)
「ある職が専門職として社会的認知を得ているかどうかを分ける要件に、①体系化された専門知識・技能の修得、②職能団体による**自律的統制、倫理綱領**の存在」、「③その職に従事することの排他的独占があげられる」
- ▶ 専門職は、高い**モラル**(倫理・理想)を持って日々の仕事を遂行することが求められる。
- ▶ 「自由宣言」は専門職であることの証の1つ。司書の地位を高めるもの。

反論② 自由宣言は本当に法律じゃないの？

自由宣言には法的な
性質が備わっているのでは？



図書館員は他の法律と同じよう
に守らないといけないのでは？



自由宣言と法律との関係は こんなふうに説明することもできます

日本国憲法

基本的人権の保障

地方自治法…

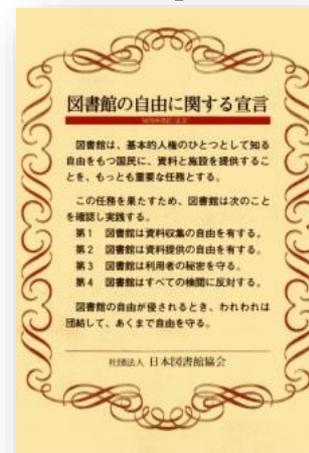
教育基本法

社会教育法

学校教育法

図書館法

学校図書館法



補う

かなり
離れて
いる

本日の講座を振り返りつつ、 自由宣言の法的な性質を整理すると…

- ▶ 自由宣言は日本国憲法に定められた基本的人権と図書館との関わりを説明した文書。
- ▶ 図書館法は日本国憲法の下にある法律。憲法が定める基本的人権の保障を具体化する法律とも言える。
- ▶ ただし、下位の法律なので、図書館法そのものには憲法との関わりが見えづらい。その上、法律には、当たり前なことは書かない、という性質もある。

だから、図書館法には、知る権利・知る自由のことはわざわざ書かれていない？

自由宣言の法的な性質とは？

- ▶ 自由宣言は憲法と図書館法の関係性を可視化したもの・補うもの、とも位置付けられる。
- ▶ そもそも、公務員には**憲法尊重擁護義務**(99条)があり、憲法に定められた権利保障主体は国または地方自治体と定められている。
- ▶ 利用者の知る権利・知る自由を保障できるのはその地域の自治体であり、自治体の中で知る権利を保障できる最適な機関は公共図書館。

とすれば、知る権利・知る自由を保障することは図書館の法令上の義務とも**解釈**可能

困った時は、自由委員会のサイトへ！

日本図書館協会 > 委員会 > 図書館の自由委員会 > こんなとき、どうする？

こんなとき、どうする？

検索機関から「照会」があったとき

検索機関から貸出記録や図書館利用事実について「照会」があったとき、図書館の自由の観点
まとめた記事（『[図書館の自由](#)』第89号（2015年8月）掲載）を本サイトにも掲載しました
このほど、再構成し、関連文献や類似事例の解説を加えました（2018/5/21改訂）。

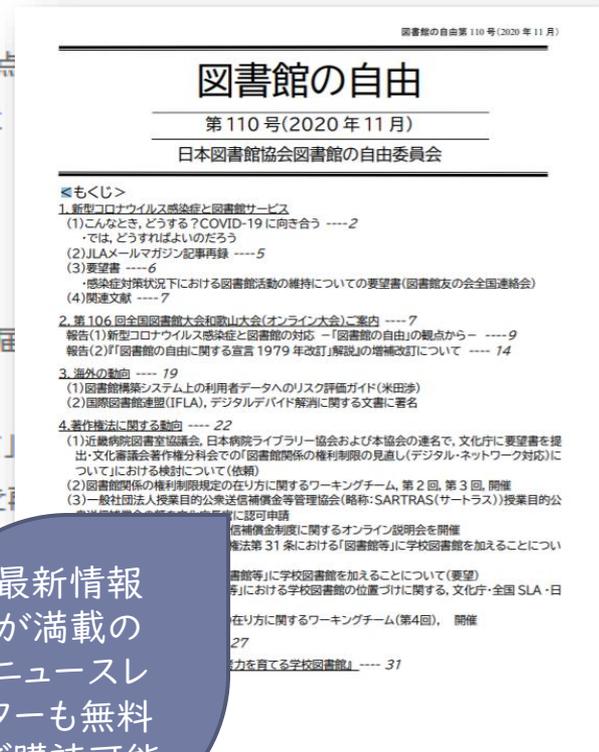
出版者から回収・差替えの要求があったとき

出版物に問題があるとして、出版者から図書館へ該当出版物の回収・差換えを求める文書が届
た（『[図書館の自由](#)』第88号（2015年5月）掲載記事より）（2017/08/09改訂）。

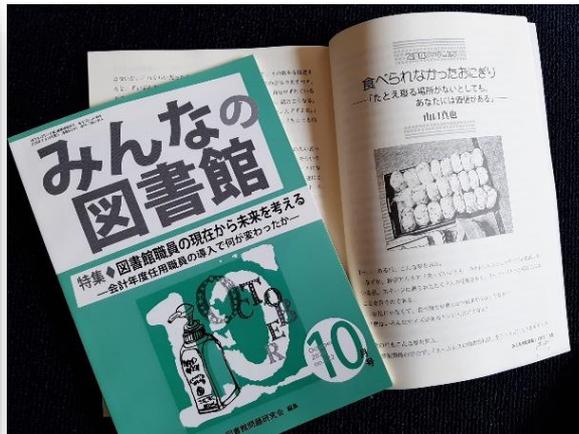
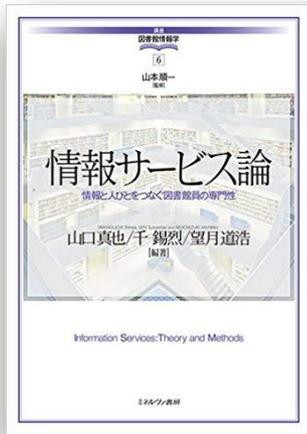
なお、『[図書館の自由](#)』第93号（2016年8月）にも「[図書館資料の回収・差替えをめぐる](#)」
「切替処理」として、“製本された状態のまま、該当ページを切り離し、訂正されたページを
正前後の書誌的異同の問題点を指摘しています。

いわゆる「読書通帳」サービスについて：「[図書館の自由](#)」の観点から

『[図書館の自由](#)』第93号（2016年8月）に記事を掲載しましたが、新たな製品や学校
ら、追記を加えました（2018/05/01掲載）。



最新情報
が満載の
ニュースレ
ターも無料
で購読可能



[講師プロフィール]

山口真也 (yamaguchi@okiu.ac.jp)

連載中:『みんなの図書館』(隔月)「図書館ノートⅡ」

著書:『図書館ノート—沖縄から「図書館の自由」を考える』(教育史料出版会, 2015)、『情報サービス論—情報と人びとをつなぐ図書館員の専門性』(ミネルヴァ書房, 2018, 共著)、『学校司書のための学校図書館サービス論』(樹村房, 2021, 共著)



近日
発売

本日はありがとうございました

イラストはこちらからお借りしました

- ▶ 「かわいいフリー素材集 いらすとや」
https://www.irasutoya.com/2013/10/blog-post_3448.html
- ▶ 「手とストップのシルエット03 アイコンイラスト」 <https://www.silhouette-illustr.com/illustr/27977>
- ▶ 「Pinterest」
<https://www.pinterest.jp/pin/842384305282229238/>

